

■ 第2期旭区地域福祉保健計画の基本的な考え方

● 計画期間

計画の期間は第1期計画同様5か年とし、第2期計画は平成23～27年度とします。

● 旭区地域福祉活動計画（区社協）との一体化

第1期計画では別々であった「旭区地域福祉保健計画（きらっとあさひプラン）」（区役所）と「旭区地域福祉活動計画」（区社協）が第2期計画からは一体化し、より連携した地域福祉・保健の推進を図ります。



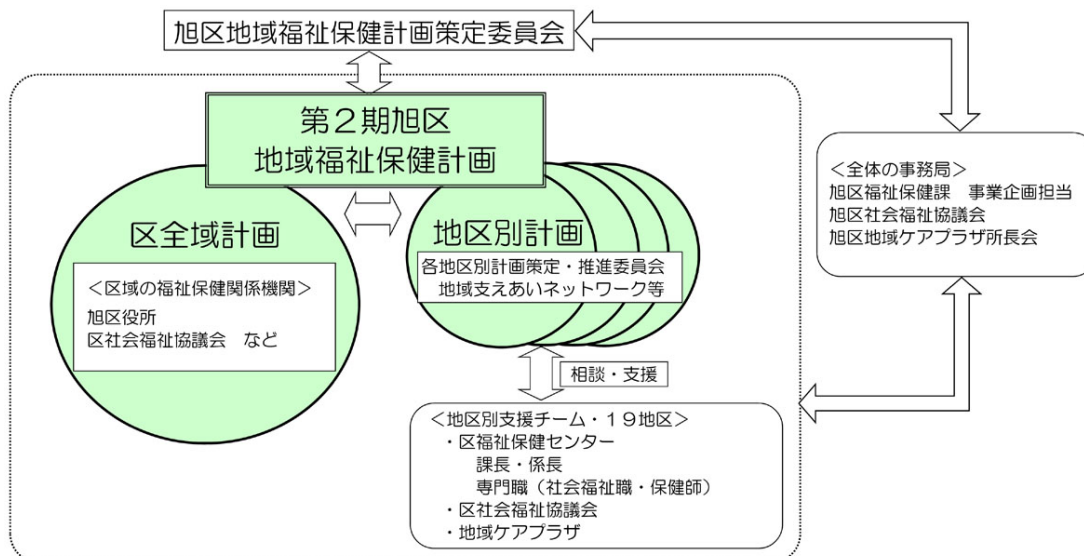
● 計画の構成（「地区別計画」と「区全域計画」）

計画は地域の福祉保健活動をきめ細かく推進する19地区ごとの「地区別計画」と、区全体に共通する課題や地区では取り組みにくい課題に取り組む「区全域計画」で構成されています。

● 計画の策定体制

計画全体は、旭区地域福祉保健計画策定委員会で策定しました。

「地区別計画」は、各地区別の計画策定・推進組織により策定しました。区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザは、地域での取組が円滑に実施できるように、地区ごとに「地区別支援チーム」を設置し、支援しました。



● 計画の推進体制

今後は、計画全体の進捗管理を行うための組織や、地区間で地区別計画の進捗報告や情報交換を行える機会を設置するなどして、旭区地域福祉保健計画の推進を目指します。